

2 事業者向け情報



【補助金等】

⑪ 事業復活支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した事業者の事業継続を支援するため、国の事業復活支援金に市が独自に上乘せする「登米市事業復活支援給付金」を支給します。

対象者 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、国の事業復活支援金を受給している事業者

給付金額 ●国の事業復活支援金に申請した売上金額の減少率が30%以上50%未満の場合
個人事業者：一律15万円 法人：一律30万円

●国の事業復活支援金に申請した売上金額の減少率が50%以上の場合
個人事業者：一律25万円 法人：一律50万円

必要書類 申請書と誓約書は市ホームページからダウンロードできるほか、登米市内商工会、各総合支所、地域ビジネス支援課の窓口でも取得できます。

- ①登米市事業復活支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③国の事業復活支援金の給付通知書(ハガキ)の写し(宛先の面と給付金額や振込口座の記載がある面の両方の写し)

「事業復活支援金」の給付通知書の写し
(「事業復活支援金」ホームページより)



(宛名の面)

(振込口座の記載がある面)

※以下に該当する方は追加で書類の提出をお願いします。

- 給付通知書の写しが提出できない場合
 - ①国の事業復活支援金のマイページ(登録情報及び申請ステータス)の写し
 - ②確定申告書の写し
 - ③国の事業復活支援金の振込先口座の通帳等の写し(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分と支援金の振込日及び振込金額の部分)
- 給付金の振込先に国の事業復活支援金と別の口座を指定する場合
振込先口座の通帳等の写し
(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分)

申請期限 令和4年6月27日(月)～令和4年11月30日(水)

課税上の取扱い 本給付金は課税対象となります。

問い合わせと提出先 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
産業経済部地域ビジネス支援課／0220-34-2706(平日 8:30～17:15)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送にて申請を受け付けます。なお、郵送料はご負担願います。